

薩監第 207-1 号
令和 7 年 6 月 30 日

薩摩川内市長 田 中 良 二 殿

薩摩川内市監査委員 篠 原 和 男
同 草 留 隆 志
同 大 田 黒 博



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を薩摩川内市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

(1) 対象課所

樋脇支所、入来支所、東郷支所及び祁答院支所の各地域振興課

(2) 対象事務

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の財務に関する事務の執行

3 監査の着眼点

地方自治法第2条第14項、第15項及び第16項の規定に則って、財務に関する事務の執行、予算の執行及び財産の管理などが法律や条例に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施方法

今回の監査は、あらかじめ必要な関係書類及び資料の提出を求め、証票突合等の事前審査を行った後、関係職員に対する質疑、応答、その他必要と認めた監査手続を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局執務室及び対象支所内

(2) 実施期間

令和7年5月7日（水）～ 令和7年6月13日（金）

(3) 委員ヒアリング実施日

令和7年6月12日（木）・13日（金）

6 監査結果及び意見

(1) 監査結果

おおむね適正に処理されていると認めた。

(2) 監査意見

- ・ 即決補修工事は、緊急的な対応が必要となった場合（発見・発生後3日以内の対応を要するもの）に適用できるものであり、財務処理の例外的な取扱いとなっている。特例として1者での随意契約となることから、即決補修工事対応かどうかについて厳正に判断し処理されたい。
- ・ 工事写真は、工事等の完成前後を比較し、契約履行の証拠となる重要な書類となることから、内容（着工前・施工中・完成後）が明瞭となるよう指導・管理されたい。